

岐阜県における「担い手経営革新モデルの実践事業」の運用について

平成20年5月9日付け岐協議会第91号
一部改正 平成20年5月27日付け岐協議会第142号
岐阜県担い手育成総合支援協議会長通知

担い手経営革新モデル実践事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び担い手経営革新促進事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7679号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、当県においては、生産現場で本事業がより円滑に実施できるよう、当運用を定めることとする。

第1 助成対象経営体の決定

岐阜県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）は、以下に定めるところにより、県内の水田経営所得安定対策に加入した経営体の中から本事業の対象経営体を決定する。

1 公募

県協議会は、別に定める『岐阜県版「担い手経営革新モデルの実践事業」募集要綱』により、ホームページ等を活用して本事業の参加希望者を公募するとともに、当該募集要綱を県内各地域担い手育成総合支援協議会（以下「地域協議会」という。）へ送付・周知する。

また、地域協議会は説明会やDM等を活用し、事業対象候補経営体に対する周知を図る。

2 参加申請

本事業への参加を希望する経営体は、モデル運用様式第1号「モデル応募シート」及び実施要領様式第4号「参加申請書」を作成し、6月20日までに居住の地域協議会に提出する。

なお、前年度において本事業を実施したモデル経営体については、モデル運用様式第1号「モデル応募シート」のみ提出する（実施要領様式第4号「参加申請書」の提出は不要）。

3 参加申請書等の点検

2で提出を受けた地域協議会は、提出書類の内容をチェック・点検し、モデル運用様式第2号「モデル点検シート」を作成し、提出書類に添えて6月30日までに県協議会へ提出する。

4 経営革新モデル経営体の選定

3で提出を受けた県協議会は、提出書類の内容を確認し、実施要領第3の1の(1)を踏まえ、審査会において経営革新モデル経営体（以下「モデル経営体」という。）を選定する。

県協議会は、7月31日までに地域協議会を通じて、参加申請のあった経営体に対し、モデル指定の可否について通知する。

第2 事業計画書等の作成・提出

1 作成

第1の4で指定を受けたモデル経営体は、モデル運用様式第3号「経営面積等報告書」及び実施要領様式第5号「モデル経営体実践計画書」を作成し、8月11日までに居住の地域協議会へ提出する。

なお、前年度において本事業を実施したモデル経営体については、モデル運用様式第3号「経営面積等報告書」のみ提出する（実施要領様式第5号「モデル経営体実践計画書」の提出は不要）。

但し、前年度提出した計画の内容に変更がある場合は、実施要領様式第5号「モデル経営体実践計画書」を修正の上提出する。

2 点検

1で提出を受けた地域協議会は、計画書等の内容をチェック・点検し、8月20日までに県協議会へ提出する。

第3 モデル経営体の責務

- (1) 事業実施主体が定めた担い手経営革新計画書の第2の4に示された各項目に係る技術のうち、自らが選択した革新的技術を実践する。
- (2) 作業台帳を整理するなどして労働時間、生産費等の経営に関するデータを記録し、収益等を含め経営状況等を公表できるようにする。
- (3) 現地検討会や成果発表会等を開催し、新技術や経営のポイント等について、地域へ普及する活動を実施する。
- (4) 毎年度、モデル経営体としての実績を報告する。
- (5) その他、地域協議会並びに県協議会の指示に従う。

第4 助成金の交付

1 事業実績報告書兼支払請求書等の提出

モデル経営体は、本事業の実績を実施要領様式第6号「モデル経営体実績報告書（兼支払請求書）」及びモデル運用様式第4号「モデル活動報告書」に取りまとめ、取り組んだ革新的技術の実践全てが確認できる書類（農作業日誌や写真など）を添えて、居住の地域協議会に提出する。

提出を受けた地域協議会は、内容をチェック・点検し、2月16日までに県協議会へ提出する。

2 交付

県協議会は、1で提出された実績報告書等の内容について確認・審査し、助成対象の要件を満たしていることを認めた場合は、モデル経営体に対し助成金を交付する。

なお、審査にあたり実績報告書等の記載内容に疑義がある場合には、モデル経営体または当該地域協議会へ照会することとする。

第5 地域協議会が行うモデル経営体への支援

- (1) 各地域協議会は、各地域農業改良普及センターを中心に、第1の4で指定したモデル経営体に対し、事業計画書並びに事業実績報告書等の作成について指導するとともに、革新的技術の実践及び生産物の品質向上のための技術支援、経営改善支援を行う。
- (2) また、モデル経営体が技術実証により得られた内容等を地域へ普及する活動について支援するとともに、データの取りまとめ等について適切な助言を行う。

第6 申請書の内容の変更

第1の4で指定を受けたモデル経営体は、事業実施途中に相続や代表者の変更等があった場合には、モデル運用様式第5号「事業対象経営体の一部変更に関する申出書」を作成し、すみやかに地域協議会を経由して県協議会へ届け出ることとする。

第7 その他

この運用に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県協議会会長が別に通知するものとする。